

第56期

定時株主総会招集ご通知

株式会社 **サイバーリンクス**

証券コード：3683

開催日時

2020年3月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山
6階 ルグランA

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

目次

第56期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
（添付書類）	
事業報告	12
連結計算書類	38
計算書類	41
監査報告書	44

議決権行使期限

2020年3月26日（木曜日）
午後6時まで

証券コード 3683
2020年3月9日

株 主 各 位

和歌山市紀三井寺849番地の3
株式会社サイバーリンクス
代表取締役社長 村上恒夫

第56期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時
（なお、受付開始時間は、午前9時15分を予定しております。）
2. 場 所 和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

3. 目的事項

- ◎報告事項
1. 第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
 2. 会計監査人及び監査役会の第56期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

◎決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役7名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. その他株主総会招集に関する事項

招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cyber-l.co.jp>）に掲載しております。

- ①連結計算書類の連結注記表
- ②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、省資源のため、本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。
 - 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容について、修正する必要が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.cyber-l.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第56期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、将来の事業展開と経営基盤の充実のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当を行うことを基本方針とし、利益の状況、翌期以降の収益の見通し、キャッシュ・フローの状況、及び配当性向などを総合的に勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 16円00銭 総額 82,739,232円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年3月30日

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	うえ おか かねち よ 上岡 兼千代 (1928年2月18日生)	1969年12月 (株)南大阪電子計算センター設立 取締役 1977年9月 同社 代表取締役社長 2002年9月 同社 取締役会長 2005年12月 同社 代表取締役社長 2016年12月 同社 代表取締役会長（現任） 2019年3月 当社 取締役会長（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役会長	140,019株
2	むら かみ つね お 村上 恒夫 (1947年11月13日生)	1979年10月 当社 専務取締役 1990年4月 当社 代表取締役専務 1993年11月 当社 代表取締役社長（現任） 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締役 役（現任） [重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役	370,300株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	<p style="text-align: center;">ひがし なお き 東 直 樹 (1956年4月11日生)</p>	<p>1993年11月 (株)近畿中部レジホンセンター(現(株)サイバーリンクス)入社 1997年6月 同社 取締役システム開発部長 2000年1月 当社 取締役リテイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役リテイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任) 2019年10月 (株)南大阪電子計算センター 取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 取締役</p>	9,400株
4	<p style="text-align: center;">ゆ かわ たか し 湯 川 隆 志 (1958年1月17日生)</p>	<p>1998年1月 (株)整理回収銀行(現(株)整理回収機構)入行 1998年7月 同行 退行 1998年8月 当社 入社 2000年1月 当社 移动通信部長 2001年6月 当社 モバイルネットワーク部長 2002年3月 当社 取締役モバイルネットワーク部長 2003年4月 当社 取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年3月 当社 常務取締役モバイルネットワーク事業部長 2012年4月 当社 常務取締役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当事項なし</p>	8,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
5	<p style="text-align: center;">ひで むう じ 秀 祐 而 (1962年1月9日生)</p>	<p>1997年3月 (株)近畿中部レジホンセンター(現 (株)サイバーリンクス)入社 2000年1月 当社 リテイルネットワーク部大 阪支社長 2003年4月 当社 リテイルネットワーク事業 部営業部長 2012年4月 当社 執行役員SCM推進室長 2013年1月 当社 執行役員流通クラウドビジ ネス事業部長 2017年1月 当社 執行役員流通クラウド事業 本部長 2018年3月 当社 取締役流通クラウド事業本 部長 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 該当事項なし</p>	13,200株
6	<p style="text-align: center;">う じ たもつ 宇 治 保 (1951年2月10日生)</p>	<p>1969年4月 住友金属工業(株) 入社 1972年3月 同社 退社 1972年10月 (株)南大阪電子計算センター 入社 2005年12月 同社 取締役 2009年12月 同社 取締役副社長 2014年4月 同社 代表取締役副社長 2016年12月 同社 代表取締役社長 (現任) 2019年3月 当社 取締役 (現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] (株)南大阪電子計算センター 代表取締役社長</p>	40,029株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	かつら やす お 桂 靖 雄 (1947年9月19日生)	1970年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2001年6月 松下通信工業(株) (現 パナソニック モバイルコミュニケーションズ(株)) 取締役社長 2003年6月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 役員 2004年6月 同社 常務役員 東京支社長 2007年6月 同社 常務取締役 2009年4月 同社 専務取締役、東京代表、渉外本部長 2010年4月 同社 取締役副社長 2013年6月 同社 顧問 2015年3月 当社 取締役 (現任) 2019年1月 (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役 (現任) [重要な兼職の状況] (株)エイチ・アイ・エス 社外取締役	3,000株

- (注) 1. 上岡兼千代氏及び宇治保氏が代表取締役を務める株式会社南大阪電子計算センター(以下、「MCC」という。)は、当社の発行済株式総数の0.1%に相当する5,010株を所有しており、また同社は当社に対しソフトウェア保守を提供しております。なお、その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 上岡兼千代氏は、1969年にMCCを設立以降、同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者いたしました。
3. 村上恒夫氏は、当社の代表取締役就任後、長年にわたり優れたリーダーシップを発揮し、当社事業の成長を牽引してまいりました。経営者としての豊富な経験を活かして当社グループの持続的な企業価値向上に寄与できるものと判断し、取締役候補者いたしました。
4. 東直樹氏は、入社以来、ITクラウド事業全般を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。
5. 湯川隆志氏は、入社以来、モバイルネットワーク事業を担当し、同事業における豊富な知識・経験を有し、常務取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。
6. 秀祐而氏は、入社以来、ITクラウド事業(流通業向けクラウドサービス分野)を担当し、同事業分野における豊富な知識・経験を有しており、取締役として、その職責を果たしております。今後も当社グループの経営の推進役として適任と判断し、取締役候補者いたしました。

7. 宇治保氏は、1972年にMCCに入社し、2005年より同社の取締役、2014年より同社の代表取締役として同社の事業拡大に貢献してまいりました。経営者としての高い知見を有しており、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割を期待できると判断し、取締役候補者といたしました。
8. 桂靖雄氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、長年にわたりパナソニック株式会社の役員を務められており、同氏の有する豊富な経営経験と幅広い見識を当社の経営全般に活かしていただけるものと判断し、社外取締役候補者といたしました。
9. 桂靖雄氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年であります。
10. 当社は、桂靖雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
なお、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準（11頁ご参照）を満たしております。
11. 当社は、桂靖雄氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
12. 所有する当社株式の数は、2019年12月31日現在のものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役水城実氏は、任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
<p style="text-align: center;">みづ き みのる 水 城 実 (1970年1月27日生)</p>	<p>1994年9月 大原簿記専門学校 専任講師 1997年9月 速水税務会計事務所 入所 2000年12月 水城会計事務所開設 所長(現任) 2012年3月 当社 監査役(現任) 2015年12月 (株)真善美経営コンサルティング設立 代表取締役(現任) 2016年4月 (株)タカショー 社外監査役(現任)</p> <p>[重要な兼職の状況] 水城会計事務所 所長 (株)真善美経営コンサルティング 代表取締役 (株)タカショー 社外監査役</p>	<p>一株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 水城実氏は社外監査役候補者であります。
3. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外監査役候補者いたしました。
4. 水城実氏は、現在、当社の社外監査役であり、社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。
5. 当社は、水城実氏を東京証券取引所の定めにに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、当社は、同氏を引き続き独立役員として届け出る予定であります。
- なお、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準(11頁ご参照)を満たしております。
6. 当社は、水城実氏との間で、当社の定款及び会社法第427条第1項の規定に基づく責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消しすることができるものといたします。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
とよ だ やす み 豊田泰史 (1954年7月7日生)	1985年4月 弁護士登録(和歌山弁護士会) 1990年4月 豊田法律事務所(現 あすか綜合法律事務所) 開設 所長(現任)	一株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 豊田泰史氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 豊田泰史氏は、これまで直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と経験を有しており、会社法をはじめとする企業法務に精通していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 豊田泰史氏が社外監査役に就任した場合、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。なお、同氏は、当社における社外役員の独立性に関する基準(11頁ご参照)を満たしております。
5. 当社は、社外監査役が職務遂行に当たり期待される役割を十分に発揮することができるよう、現行定款において、社外監査役との間で当社に対する損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する最低限度額としております。
豊田泰史氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。

【ご参考】社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社における社外取締役・社外監査役の独立性基準を以下のとおり定め、次の事項のいずれかに該当する場合は、当社にとって十分な独立性を有していないものとみなす。

- A. 当社グループの取引先であって、当該取引先の事業年度における年間売上高の2%を超える金額の支払を当社から受けた者又はその業務執行取締役、執行役、執行役員、従業員（以下、これらを「業務執行者」という。）
- B. 当社グループの取引先であって、当社の事業年度における売上高の2%を超える金額を当社に対して支払った者又はその業務執行者
- C. 当社グループの借入額が当社の事業年度における総資産の2%を超える借入先の業務執行者
- D. 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上（当社の1事業年度につき）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、公認会計士又は弁護士等の専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- E. 当社議決権の10%以上を直接又は間接的に保有している大株主又はその業務執行者
- F. 過去2年間においてAからEまでのいずれかに該当していた者
- G. 次の（a）から（d）までのいずれかに掲げる者の配偶者又は二親等内の親族
 - （a）AからFまでに掲げる者（但し、役職者でない従業員を除く）
 - （b）当社の子会社の業務執行者
 - （c）当社の子会社の業務執行者でない取締役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る。）
 - （d）過去2年間において（b）、（c）又は当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

以 上

(添付書類)

事業報告

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出が弱含む中で、製造業を中心に弱さが一段と増しているものの、緩やかに回復しております。

当社の主要顧客である流通食品小売業におきましては、消費者のライフスタイルの変化などを背景に、他業態との競争が激化しております。また、一方では、人手不足や最低賃金の引き上げによる人件費の高騰といった課題にも直面しております。このように厳しさを増す経営環境を打開するためには、生産性向上の取組が急務となっております。加えて、キャッシュレス決済の拡大など、環境変化への対応が求められております。

官公庁におきましては、情報システムに係る経費削減、住民サービス向上、事故等発生時の業務継続を目的とした情報システムの集約と共同利用（自治体クラウド）が推進されております。また、複数の自治体において、業務におけるAI（人工知能）の導入が進むなど、新技術活用に向けた機運がますます高まっております。他方で、近年、大規模な自然災害が多発しており、ハード、ソフト両面からの備えが重要な課題となっております。

このような状況のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」をブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド（共同利用型クラウド）」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの提案を積極的に進めてまいりました。

携帯電話販売市場におきましては、2019年6月に、NTTドコモの料金体系が、端末価格と通話・通信サービスの利用料を分離する新たな料金プランに移行したことを皮切りに、他の通信キャリアも新料金プランへ移行しており、同市場における消費者の購買行動に変化が生じております。また、低料金で通信サービスを提供するMVNO事業者（注）の台頭や、通信キャリアの新規参入などが見込まれ、今後、競争環境がさらに激化していくことが予想されます。

このような状況のもと、当社は、サービス品質向上による差別化を図ることで、顧客満足度を高め、販売拡大に努めてまいりました。

また、官公庁向けクラウドサービス分野のさらなる成長を図る観点から、2019年10月に、大阪府南部エリア、和歌山県及び奈良県の地方自治体向けに基幹システム等を提供している株式会社南大阪電子計算センターを完全子会社化いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高10,449,702千円、営業利益449,881千円、経常利益460,993千円、親会社株主に帰属する当期純利益は280,359千円となりました。

当社グループは、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、以下においては、比較有用性の観点から、当連結会計年度の連結業績と前事業年度の個別業績の増減比較を表示しております。なお、当連結会計年度において連結範囲に含めた子会社の業績は含まれておりません。

当連結会計年度におけるセグメント別の業績は、次のとおりであります。

<ITクラウド事業>

流通業向けクラウドサービス分野におきましては、当社の主力サービスである流通食品小売業向け基幹業務クラウドサービス「@ r m s 基幹」や、卸売業向けクラウド型E D Iサービスの提供拡大などにより定常収入（注）が増加しました。また、消費税制改正をきっかけに、小売業向けE D Iサービスの導入が進んだことや、海外で提供する専門店向け販売管理システムにかかる機器販売が増加したことなどにより、定常収入以外の売上も増加しました。これらにより、売上高は前事業年度を上回りました。他方、「@ r m s 基幹」次期バージョンの開発にかかるソフトウェア償却費の増加に加え、システム導入の解除・終了に伴う補償費用が発生したことにより、利益は前事業年度を下回りました。

官公庁向けクラウドサービス分野におきましては、防災行政無線デジタル化にかかる工事案件が大幅に増加し、売上高は前事業年度を上回りました。また、利益率は低下したものの、利益も前事業年度を上回りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は7,035,744千円（前期比22.1%増）、セグメント利益（経常利益）は306,792千円（前期比0.1%減）となりました。

<モバイルネットワーク事業>

モバイルネットワーク事業におきましては、端末一台あたりの販売単価は前事業年度を上回りましたが、足元では、スマートフォンの売れ筋モデルが低価格帯にシフトする傾向にあります。また、端末販売台数については、NTTドコモの料金プラン変更などを背景に第3四半期以降は売れ行きが低調となり、前事業年度と比べ大幅に減少しました。これに伴い、売上高は前事業年度を下回りました。また、店頭手数料体系見直しの実施により利益率は向上したものの、売上高減少の影響を補えず、利益も前事業年度を下回りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,413,957千円（前期比12.9%減）、セグメント利益（経常利益）は374,811千円（前期比7.4%減）となりました。

（注） 上記に用いられる用語は以下のとおりであります。

MVNO事業者：

携帯電話などの物理的な移動体回線網を自社では持たないで、実際に保有する他の事業者から借りて（再販を受けて）、自社ブランドで通信サービスを行う事業者のこと。

定常収入：

情報処理料や保守料等の継続的に得られる収入で、安定収益の拡大を目指す当社独自の管理指標のこと。

企業集団のセグメント別売上高

期 別 セグメント別	第55期 〔自 2018年1月1日 至 2018年12月31日〕		第56期（当連結会計年度） 〔自 2019年1月1日 至 2019年12月31日〕		前 期 対 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
I T ク ラ ウ ド 事 業	—	—	7,035,744	67.3	—
モバイルネットワーク事業	—	—	3,413,957	32.7	—
合 計	—	—	10,449,702	100.0	—

当社のセグメント別売上高

期 別 セグメント別	第55期 〔自 2018年1月1日 至 2018年12月31日〕		第56期（当事業年度） 〔自 2019年1月1日 至 2019年12月31日〕		前 期 対 比
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
I T ク ラ ウ ド 事 業	5,764,532	59.5	7,035,744	67.3	122.1
モバイルネットワーク事業	3,920,794	40.5	3,413,957	32.7	87.1
合 計	9,685,326	100.0	10,449,702	100.0	107.9

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は662百万円となり、その主なものは流通食品小売向け基幹業務クラウドサービスに関連するソフトウェアの取得及び機能追加の開発のほか、データセンター関連設備の増強、田辺支店新事務所用地取得によるものであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の所要資金は、自己資金及び銀行借入金をもって充ちました。

(4) 事業の譲渡等の状況

①事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

記載すべき重要な事項はありません。

②他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

③吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

④他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、2019年10月1日付で、株式会社南大阪電子計算センターの株式の一部をその保有株主から譲り受けるとともに、2019年10月2日付で当社を株式交換完全親会社、同社を株式交換完全子会社とする株式交換を実施し、同社を当社の連結子会社といたしました。

(5) 対処すべき課題

今後の経済動向につきましては、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続く中、緩やかな回復が続くことが期待されます。ただし、通商問題をめぐる動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱、中東地域を巡る情勢、新型コロナウイルスの感染拡大による企業活動への影響等の海外経済の動向や、金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向に留意する必要があります。

情報サービス業界は、クラウドサービスの普及を着実に進め成長を続ける一方、AIの本格的な利用にも着手しております。現在の主流であるディープラーニングを中核技術とするAIは、大量のデータを学習することで判断精度を上げていく性質があることから、大量のデータを扱うクラウドサービスと親和性が高く、AIを組み込んだクラウドサービスは、ユーザーにおける生産性向上に従来以上に大きく貢献する可能性を秘めております。今後、AIの利用が活発化していく中で、クラウドサービスは更に便利なものとなり、その普及も加速度的に進んでいくものと考えられます。

このような経営環境のもと、当社は「LINK Smart～もたず、つながる時代へ～」を当社サービスのブランドコンセプトとして定め、「シェアクラウド」による安心、安全、低価格で高品質なクラウドサービスの充実と積極的な展開を図り、当社グループのさらなる成長を実現するため、以下の項目を対処すべき重要課題として取り組んでまいります。

① 安心、安全なクラウドサービスの提供

ITが幅広く経済活動を支える情報基盤となりつつあり、特にクラウドサービスにおいては自然災害、サイバー攻撃、システム障害、電力トラブルなどにより、万一停止した場合における企業活動等への影響は大きく、社会的に深刻な事態を招くおそれがあります。

当社グループのクラウドサービスが、流通サプライチェーンや地域住民の安心安全にかかわる重要な役割を担っていることを強く認識し、サービスの安定性、安全性を高めることを目的に、災害対策のほか、災害時等においてもサービスを継続して提供するためのシステム復旧体制の構築、また、クラウドサービスの基盤となるハードウェア・ミドルウェアの運用管理を強化し、より安定的かつ継続的なサービス提供を実現してまいります。

② クラウドサービスの拡充

当社グループは、顧客が必要とするすべての機能をクラウド上で連携し、安価で高機能なサービスを提供することが使命と考えております。クラウドへの関心が高まる中、各分野において、積極的なサービス開発に取り組むとともに、サービス拡充のスピードアップを図るため、資本提携や業務提携等の可能性を検討しながら進めてまいります。

また、当社グループのサービスの提供を通じて、顧客における生産性向上の実現に取り組んでまいります。

③ IT技術の蓄積・応用

より高度で付加価値の高い競争力のあるサービスを提供していくため、機械学習・AIや、認証連携基盤等の先進的なIT技術への対応が重要であると認識しております。当社は、事業環境の変化にいち早く対応し、新たな価値を創造していくため、これらのIT技術の蓄積・応用に取り組んでまいります。

④ 人材の確保及び育成

当社グループの事業が継続して成長していくためには、これを支える優秀な人材の確保と育成が不可欠であると考えております。特に次世代を担う人材の育成が重要であると認識し、採用力の強化や待遇面の向上に努めるとともに、戦略立案力やリーダーシップを最大限に発揮できる人材育成に努めてまいります。

⑤ 生産性向上と働き甲斐のある職場づくり

従業員一人ひとりが能力と熱意を最大限に発揮することが、事業の健全な成長に不可欠であると考えております。「一人ひとりが主役～働き甲斐のある職場を作る～」をビジョンに掲げ、これまでの仕事のあり方及び働き方を見直し、デジタル化や、柔軟な勤務体系の導入による業務効率化、生産性向上を推進するとともに、社員の健康を増進させ意欲が向上する職場づくりに取り組んでまいります。

⑥ グループ連携の強化

当社グループ企業とのシナジーを発揮するため、営業面、技術面での連携や人事交流を推進し、事業拡大に努めてまいります。また、当社グループ企業に対するマネジメントにつきましては、取締役及び監査役の派遣を行うなど、経営全般を支援してまいります。

⑦ 内部管理体制の強化

内部統制システムの適正な維持を重要な対処すべき課題と認識しております。引き続き、財務情報の精度及び正確性確保を目的に、経理体制の整備、適切な業務プロセスの構築に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第53期 2016年12月期	第54期 2017年12月期	第55期 2018年12月期	第56期(当連結会計年度) 2019年12月期
売 上 高 (千円)		—	—	—	10,449,702
経 常 利 益 (千円)		—	—	—	460,993
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)		—	—	—	280,359
1株当たり当期純利益 (円)		—	—	—	56.89
総 資 産 (千円)		—	—	—	9,638,508
純 資 産 (千円)		—	—	—	4,474,908
1株当たり純資産 (円)		—	—	—	856.23

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
3. 当連結会計年度が連結初年度となりますので、第55期以前につきましては記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第53期 2016年12月期	第54期 2017年12月期	第55期 2018年12月期	第56期(当事業年度) 2019年12月期
売 上 高 (千円)		9,310,484	9,615,314	9,685,326	10,449,702
経 常 利 益 (千円)		588,201	609,610	513,801	463,213
当 期 純 利 益 (千円)		333,785	251,549	320,356	282,579
1株当たり当期純利益 (円)		68.95	51.96	66.15	57.33
総 資 産 (千円)		5,419,761	5,786,943	6,195,639	8,986,742
純 資 産 (千円)		3,434,765	3,636,814	3,891,280	4,482,128
1株当たり純資産 (円)		704.26	743.35	793.50	856.79

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数から期中平均自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数から期末自己株式数を控除した株式数をもって算出しております。

(7) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社南大阪電子計算センター	80千円	100%	自治体向けシステムの販売、設計、開発、導入支援、アウトソーシング、電子カルテ・医療事務システムの販売、設計、開発、導入支援

③ 当事業年度末における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社南大阪電子計算センター	大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号	2,759百万円	8,986百万円

(8) 主要な事業内容

当社グループは当社及び連結子会社1社で構成され、食品流通業及び官公庁等の顧客向けに基幹業務システム等のクラウドサービスを提供する「ITクラウド事業」と、移動体通信機器の店舗販売を中心とする「モバイルネットワーク事業」を主要な事業内容としております。

(9) 主要な事業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	和歌山県和歌山市
東 日 本 支 社	東京都港区
西 日 本 支 店	大阪市淀川区
海 南 支 店	和歌山県海南市
田 辺 支 店	和歌山県田辺市
シ ン ガ ポ ー ル 支 店	シンガポール
田 辺 営 業 所	和歌山県田辺市
新 宮 営 業 所	和歌山県新宮市
奈 良 営 業 所	奈良県奈良市
名 古 屋 営 業 所	名古屋市市中村区
福 岡 営 業 所	福岡市博多区
札 幌 オ フ ィ ス	札幌市中央区
仙 台 オ フ ィ ス	仙台市青葉区
浜 松 町 オ フ ィ ス	東京都港区
静 岡 オ フ ィ ス	静岡市葵区
御 坊 サ ー ビ ス セ ン タ ー	和歌山県御坊市
ドコモショップ 南海市 駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ JR和歌山駅前店	和歌山県和歌山市
ドコモショップ 岩 出 店	和歌山県岩出市
ドコモショップ 田 辺 店	和歌山県田辺市
ドコモショップ 橋 本 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ 橋 本 彩 の 台 店	和歌山県橋本市
ドコモショップ かつらぎ 店	和歌山県伊都郡かつらぎ町

- ② 子会社
株式会社南大阪電子計算センター
本社（大阪府貝塚市）、和歌山支社（和歌山県和歌山市）、
奈良支社（奈良県葛城市）

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
663名	一名

- (注) 1. 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）68名は含んでおりません。
2. 当社グループは当連結会計年度が連結初年度となりますので、前連結会計年度末比増減は表示しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
492名	16名増	37.1歳	8.5年

- (注) 上記従業員数には、臨時従業員（契約社員等）43名は含んでおりません。

(11) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社紀陽銀行	1,660,039
株式会社みずほ銀行	712,475
株式会社三菱UFJ銀行	315,792
和歌山県信用農業協同組合連合会	200,000

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 14,400,000株
 (2) 発行済株式の総数 5,171,202株（自己株式184株を除く）
 (3) 株主数 4,105名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 サ イ バ ー コ ア	1,200,000株	23.21%
村 上 恒 夫	370,300株	7.16%
サ イ バ ー リ ン ク ス 従 業 員 持 株 会	286,420株	5.54%
上 岡 兼 千 代	140,019株	2.71%
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社	108,300株	2.09%
株 式 会 社 紀 陽 銀 行	94,956株	1.84%
和 歌 山 県	84,117株	1.63%
堀 内 宏 行	76,700株	1.48%
パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社	72,972株	1.41%
日 本 電 気 株 式 会 社	71,103株	1.37%

(注) 持株比率は、発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

① 取締役（社外取締役を除く）の保有する新株予約権等

名称 (発行決議日)	新株予約 権の数	目的となる株式 の種類及び数	保有 者数	行使価額	行使期間
第1回株式報酬型新株予約権 (2015年3月27日)	68個	普通株式 6,800株	3名	1株当たり1円	2015年5月1日から 2045年4月30日まで
第2回株式報酬型新株予約権 (2016年3月29日)	103個	普通株式 10,300株	3名	1株当たり1円	2016年4月29日から 2046年4月28日まで
第3回株式報酬型新株予約権 (2017年3月28日)	92個	普通株式 9,200株	3名	1株当たり1円	2017年4月18日から 2047年4月17日まで
第4回株式報酬型新株予約権 (2018年3月27日)	92個	普通株式 9,200株	4名	1株当たり1円	2018年4月17日から 2048年4月16日まで
第5回株式報酬型新株予約権 (2019年3月27日)	116個	普通株式 11,600株	4名	1株当たり1円	2019年4月16日から 2049年4月15日まで

(注) 本新株予約権の主な行使条件は、以下のとおりであります。

新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役の地位を喪失したときに限り、新株予約権を行使できるものとする。ただしこの場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

② 社外取締役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

③ 監査役の保有する新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に当社従業員等に職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取 締 役 会 長	上 岡 兼 千 代	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役会長
代表取締役社長	村 上 恒 夫	株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	東 直 樹	公共クラウド事業部担当 株式会社南大阪電子計算センター 取締役
常 務 取 締 役	湯 川 隆 志	モバイルネットワーク事業部担当
取 締 役	秀 祐 而	流通クラウド事業本部長
取 締 役	宇 治 保	株式会社南大阪電子計算センター 代表取締役社長
取 締 役	桂 靖 雄	株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役
常 勤 監 査 役	佐 藤 正 光	株式会社南大阪電子計算センター 監査役
監 査 役	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサルティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外監査役
監 査 役	潰 瀧 順 一	

- (注) 1. 桂靖雄氏は、社外取締役であります。
 2. 水城実氏及び潰瀧順一氏は、社外監査役であります。
 3. 佐藤正光氏は、長年にわたり管理部門を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 水城実氏は、税理士、社会保険労務士として専門知識を有しており、税務及び企業管理全般に関する知見を有するものであります。
 5. 当社は、桂靖雄氏、水城実氏及び潰瀧順一氏を東京証券取引所から確保が義務付けられている独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 2019年3月27日開催の当社第55期定時株主総会の終結の時をもって、監査役前田史郎氏は任期満了により退任いたしました。
 7. 佐藤正光氏は、2019年3月27日開催の当社第55期定時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任し、新たに監査役に就任しております。

8. 当事業年度中に取締役及び監査役の地位及び重要な兼職の状況が次のとおり変更されました。

氏名	地位及び重要な兼職の状況		
	変更前	変更後	異動年月日
村上恒夫	代表取締役社長	代表取締役社長 株式会社南大阪電子計算 センター 取締役	2019年10月2日
東直樹	常務取締役	常務取締役 株式会社南大阪電子計算 センター 取締役	2019年10月2日
佐藤正光	専務取締役	常勤監査役	2019年3月27日
	常勤監査役	常勤監査役 株式会社南大阪電子計算 センター 監査役	2019年10月2日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び各監査役との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額まで限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	6 (1)	千円 106,024 (3,000)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	21,000 (7,140)
合 計	10	127,024

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（取締役11,704千円）を含んでおります。
2. 1999年12月6日開催の株主総会の決議による役員報酬限度額は、取締役分が年額150,000千円以内、監査役分が年額30,000千円以内であります。
また、2015年3月27日開催の第51期定時株主総会において、従来の取締役の報酬とは別枠にて、年額40,000千円以内の範囲で株式報酬型ストック・オプションとして新株予約権を発行することにつき、決議をいただいております。
3. 当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役1名）、監査役は3名（うち社外監査役2名）であります。なお、上記の支給人員及び報酬等の額には、2019年3月27日開催の当社第55期定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役（社外監査役）1名を含めております。また取締役の支給人員には、無報酬の取締役2名を含めておりません。
4. 佐藤正光氏は、2019年3月27日開催の当社第55期定時株主総会の終結の時をもって取締役を辞任し、監査役に就任したため、支給人員及び報酬等の額について取締役期間は取締役に、監査役期間は監査役に含めて記載しております。

(4) 役員報酬等の額の決定に関する方針

① 役員報酬等の額の決定に関する方針の決定方法

取締役報酬等の額の決定方針については社外取締役を含む取締役会の決議により、監査役報酬等の額の決定方針については監査役の協議により決定しております。

② 役員報酬等の額の決定に関する方針の内容

A. 役員報酬等の基本的な考え方

当社の役員報酬等については、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲を高めることを基本とし、当社役員に求められる役割と責務に見合った報酬水準及び報酬体系となるよう設計する。

B. 役員報酬等の内容

a. 取締役報酬

固定報酬（基本報酬）及び業績連動報酬（賞与及び株式報酬型ストック・オプション）で構成する。ただし、社外取締役、非常勤取締役については、監督機能強化の観点から基本報酬のみで構成する。また、基本報酬、賞与の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、株式報酬型ストック・オプションの総額は株主総会が決定した株式報酬型ストック・オプション総額の限度内において取締役会にて決定する。

基本報酬の水準は、他社水準を参考として設定し、各取締役の報酬については、業績、役割や責務を勘案して決定する。賞与総額は、当社の業績に応じて設定し、各取締役の賞与については、役位を勘案して決定する。株式報酬型ストック・オプションは、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強めることにより、取締役が株主の皆様と利害を共有することで、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的として付与するもので、各取締役の割当数は、役位・業績等を勘案して決定する。

b. 監査役報酬

基本報酬のみで構成する。また、基本報酬の総額は株主総会が決定した報酬総額の限度内とし、各監査役の報酬については、常勤・非常勤の別及び業務分担の状況等を勘案して監査役の協議により決定する。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職先	重要な兼職先と当社との関係
社 外 取 締 役	桂 靖 雄	株式会社エイチ・アイ・エス 社外取締役	重要な取引その他の関係はありません。
社 外 監 査 役	水 城 実	水城会計事務所 所長 株式会社真善美経営コンサル ティング 代表取締役 株式会社タカショー 社外 監査役	いずれの兼職先とも重要な取引その他の関係はありません。

② 各社外役員の当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社 外 取 締 役	桂 靖 雄	当事業年度に開催された取締役会17回のすべてに出席し、豊富な経営経験と幅広い見識をもとに、審議等につき必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	水 城 実	当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回、また監査役会には12回のうち11回に出席し、専門的見地からの観点を含め、適宜発言を行っております。
	潰 瀧 順 一	当事業年度に開催された取締役会17回のすべて、また監査役会には12回のすべてに出席し、長年にわたる行政分野の知識と経験に基づき適宜発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額（注）	48,700千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48,700千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積り等の算定根拠等について確認を行い、監査役会にて協議のうえ、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、上記の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会で協議のうえ、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、監査体制、品質管理体制が整備されていないと認められるなど、会計監査人の職務の執行に支障があると認められる場合は、当該会計監査人の解任または不再任について検討を行い、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(取締役会における決議の内容の概要)

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会において決定した事項は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」を定める。
- ② 当社は、取締役会の直属機関である「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築・強化を図る。また、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する行動規範及び具体的な遵守事項を定め、周知徹底する。
- ③ 取締役は、社内及び社外（弁護士）に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、取締役及び従業員からのコンプライアンス違反行為等に関する相談又は通報を適正に処理する。
- ④ 内部監査室は、内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査を実施する。
- ⑤ 従業員の法令・定款違反行為については「就業規則」に従い処分を決定する。取締役の法令・定款違反行為については、「役員倫理規程」「役員就業規則」に従い処分を決定する。
- ⑥ 監査役は独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報について、法令及び「文書管理規程」に基づき保管責任者が適切に保存・管理し、これらを閲覧できる状況とする。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において、企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に行う。
 - ② 会社の情報資産に係るリスクについて、「情報リスク管理規程」に基づき情報リスク管理責任者を設置し、情報リスク管理責任者はリスクの発生を最小限に抑え、またリスクが発生した場合の影響範囲を最低限にするよう内部規程の整備や対策の実施を行う。
 - ③ ISO9001、ISO20000、及びISO27001の認証を受け、品質管理及び情報セキュリティ管理に取り組む。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 定例取締役会及び必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営に関する重要事項について職務の執行の決定を行う。
 - ② 取締役会の決定に基づく職務の執行について、「職務権限規程」等の社内規程に基づき権限委譲を行い、取締役の職務執行の効率化を図る。
- (5) 次に掲げる体制その他の当社及びその子会社からなる企業集団（以下、当社グループという）における業務の適正を確保するための体制
- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営内容を適確に把握するため、子会社に対し、営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社に定期的に報告を求める。
 - ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社は、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」において、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」において、グループ全体のリスクマネジメント推進に関わる課題・対応策を審議する。

- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理を行う。
- ④ 子会社の取締役等及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は子会社に、その役員及び従業員が「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」に基づき、適正かつ有効な職務の執行に努める体制を構築させる。
 - ・ 内部監査室は、子会社の業務活動の適正性及び有効性について、定期的に監査を実施する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員の独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 当社は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき従業員（監査役スタッフ）として適切な人材を配置する。
 - ② 監査役スタッフに対する指揮命令は、監査役が行うものとし、監査役スタッフの人事（評価・異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとする。
 - ③ 当社は、監査役スタッフに関し、監査役の指揮命令に従う旨を社内に周知徹底する。
- (7) 当社グループの取締役・監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
- ① 当社取締役は、その職務の執行状況について、取締役会等の重要会議を通じ監査役に報告を行うほか、必要に応じ、遅滞なく報告を行う。
 - ② 当社取締役及び従業員は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、重大な法令・定款違反、その他重要な事項を発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。

- ③ 子会社の役員及び従業員は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
 - ④ 「コンプライアンス相談窓口」の担当部門は、当社グループの役職員からの相談・通報の状況について、必要に応じ、当社取締役、監査役及び取締役会に報告を行う。
 - ⑤ 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。
- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設ける。
 - ② 監査役は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役又は従業員等にその説明を求めることができる。また、監査役が必要と認めた場合は、いかなる会議、委員会等にも出席することができる。
 - ③ 監査役は、監査の実施に当たり、必要に応じ弁護士又は公認会計士等の外部の専門家を独自に起用することができる。
 - ④ 取締役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 金融商品取引法に基づく財務報告の適正性を確保するため、内部統制システムを構築するとともに、そのシステムが適正に機能することを継続的に評価し、必要に応じて是正を行う。
- (10) 反社会的勢力排除に向けた体制
- 「反社会的勢力排除マニュアル」を定め、反社会的勢力との取引を一切遮断する。

(当事業年度における運用状況の概要)

① コンプライアンス体制

コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンスに関する行動規範等を定めた「サイバーリンクス行動指針」、「リスクマネジメント・コンプライアンス規程」の全役職員への周知を図っております。

また、当社グループの全役職員を対象に、コンプライアンスの啓蒙活動の一環として、コンプライアンス確認テスト及びコンプライアンス意識調査をそれぞれ1回実施しております。

② 取締役会の開催状況

取締役会は月1回開催しており、臨時取締役会を含め17回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の業績の分析・対策・評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

③ 監査役会の開催状況

監査役会は月1回開催しており、臨時監査役会を含め12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。

④ リスク管理体制

「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」は3ヶ月に1回開催しており、臨時開催を含め5回開催し、当社グループの企業活動に関わるリスクについて把握するとともに、リスクの発生の防止、発生したリスクへの対処を統括的に実施いたしました。

⑤ 財務報告に係る内部統制

内部監査室は、監査役及び会計監査人とも連携を図り、策定した実施計画に基づき、財務報告に係る内部統制の評価並びに業務の適正性及び有効性について監査いたしました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨て、また比率については、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	5,010,850	流 動 負 債	2,473,623
現金及び預金	1,385,377	買掛金	522,509
受取手形及び売掛金	2,082,369	短期借入金	200,000
リース投資資産	460,987	1年内返済予定長期借入金	304,200
商品及び製品	156,439	リース債務	2,223
仕掛品	631,775	未払金	429,263
原材料及び貯蔵品	3,363	未払法人税等	163,991
その他	291,958	賞与引当金	38,004
貸倒引当金	△1,420	受注損失引当金	25,597
固 定 資 産	4,627,657	その他	787,834
有 形 固 定 資 産	2,420,872	固 定 負 債	2,689,976
建物及び構築物	803,162	長期借入金	2,384,106
土地	1,382,213	リース債務	10,454
その他	235,496	繰延税金負債	75,821
無 形 固 定 資 産	922,838	資産除去債務	48,584
のれん	8,433	その他	171,009
ソフトウェア	834,710	負 債 の 部 合 計	5,163,599
ソフトウェア仮勘定	79,574	純 資 産 の 部	
その他	119	科 目	金 額
投資その他の資産	1,283,946	株 主 資 本	4,423,457
投資有価証券	19,000	資 本 金	792,324
繰延税金資産	223,069	資 本 剰 余 金	1,244,058
保険積立金	690,972	利 益 剰 余 金	2,392,224
その他	352,572	自 己 株 式	△5,149
貸倒引当金	△1,667	新 株 予 約 権	51,451
資 産 の 部 合 計	9,638,508	純 資 産 の 部 合 計	4,474,908
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	9,638,508

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,449,702
売上原価		7,737,931
売上総利益		2,711,770
販売費及び一般管理費		2,261,889
営業利益		449,881
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	370	
不動産賃貸料	13,316	
助成金収入	3,983	
補助金収入	3,512	
その他	5,356	26,543
営業外費用		
支払利息	8,804	
不動産賃貸原価	4,980	
その他	1,646	15,431
経常利益		460,993
特別利益		
事業譲渡益	2,549	
その他	82	2,631
特別損失		
固定資産売却損	312	
固定資産除却損	522	
減損損失	15,189	16,024
税金等調整前当期純利益		447,600
法人税、住民税及び事業税	199,309	
法人税等調整額	△32,068	167,241
当期純利益		280,359
親会社株主に帰属する当期純利益		280,359

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	787,906	865,493	2,189,346	△122	3,842,623
当期変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	4,418	4,418			8,836
株式交換による増加		374,146			374,146
剰余金の配当			△77,481		△77,481
親会社株主に帰属する当期純利益			280,359		280,359
自己株式の取得				△26	△26
新規連結子会社が所有する親会社株式				△5,000	△5,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,418	378,564	202,878	△5,026	580,833
当期末残高	792,324	1,244,058	2,392,224	△5,149	4,423,457

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	48,656	3,891,280
当期変動額		
新株の発行（新株予約権の行使）		8,836
株式交換による増加		374,146
剰余金の配当		△77,481
親会社株主に帰属する当期純利益		280,359
自己株式の取得		△26
新規連結子会社が所有する親会社株式		△5,000
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,794	2,794
当期変動額合計	2,794	583,628
当期末残高	51,451	4,474,908

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	2,643,245	流動負債	1,943,071
現金及び預金	469,172	買掛金	378,861
受取手形	2,999	短期借入金	200,000
売掛金	1,381,226	1年内返済予定長期借入金	304,200
商仕掛品	144,966	リース債務	2,223
原材料及び貯蔵品	451,832	未払金	294,557
前払費用	3,331	未払費用	133,047
その他の金	135,708	未払法人税等	109,949
貸倒引当金	55,380	前受り	129,391
	△1,373	前受り	89,098
		前受り	119,163
固定資産	6,343,497	賞与引当金	38,004
有形固定資産	2,144,584	受注損失引当金	16,264
建物	569,214	その他の	128,309
構築物	48,748	固定負債	2,561,543
機械装置	957	長期借入金	2,384,106
車両運搬具	0	リース債務	10,454
工具、器具及び備品	222,246	資産除去債務	45,973
土地	1,291,125	長期前受り	114,754
リース資産	12,292	その他の	6,255
無形固定資産	922,838	負債の部合計	4,504,614
のれん	8,433		
商標	119	純資産の部	
ソフトウェア	834,710	科 目	金 額
ソフトウェア仮定	79,574	株主資本	4,430,676
投資その他の資産	3,276,074	資本	792,324
投資有価証券	19,000	資本剰余金	1,244,058
関係会社株	2,759,299	資本準備金	1,241,490
出資	30	その他資本剰余金	2,567
破産更生債権等	1,259	利益剰余金	2,394,444
長期前払費用	73,935	利益準備金	7,500
繰延税金資産	167,961	その他利益剰余金	2,386,944
その他の金	256,256	別途積立金	190,000
貸倒引当金	△1,667	繰越利益剰余金	2,196,944
		自己株式	△149
		新株予約権	51,451
資産の部合計	8,986,742	純資産の部合計	4,482,128
		負債及び純資産の部合計	8,986,742

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

〔2019年1月1日から
2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,449,702
売 上 原 価		7,737,931
売 上 総 利 益		2,711,770
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,259,669
営 業 利 益		452,100
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4	
受 取 配 当 金	370	
不 動 産 賃 貸 料	13,316	
助 成 金 収 入	3,983	
補 助 金 収 入	3,512	
そ の 他	5,356	26,543
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,804	
不 動 産 賃 貸 原 価	4,980	
そ の 他	1,646	15,431
経 常 利 益		463,213
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	2,549	
そ の 他	82	2,631
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	312	
固 定 資 産 除 却 損	522	
減 損 損 失	15,189	16,024
税 引 前 当 期 純 利 益		449,820
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	199,309	
法 人 税 等 調 整 額	△32,068	167,241
当 期 純 利 益		282,579

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

〔2019年1月1日から〕
〔2019年12月31日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資本金	資本剰余金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金	
						別途積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	787,906	862,925	2,567	865,493	7,500	190,000	1,991,846
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約 権の行使）	4,418	4,418		4,418			
株式交換による増加		374,146		374,146			
剰余金の配当							△77,481
当期純利益							282,579
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	4,418	378,564	-	378,564	-	-	205,097
当期末残高	792,324	1,241,490	2,567	1,244,058	7,500	190,000	2,196,944

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計		
	利益剰余金 合計				
当期首残高	2,189,346	△122	3,842,623	48,656	3,891,280
事業年度中の変動額					
新株の発行（新株予約 権の行使）			8,836		8,836
株式交換による増加			374,146		374,146
剰余金の配当	△77,481		△77,481		△77,481
当期純利益	282,579		282,579		282,579
自己株式の取得		△26	△26		△26
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）				2,794	2,794
事業年度中の変動額合計	205,097	△26	588,053	2,794	590,847
当期末残高	2,394,444	△149	4,430,676	51,451	4,482,128

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤川	賢	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	桂	雄一郎	Ⓜ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイバーリンクス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

2020年2月20日

株式会社 サイバーリンクス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 桂 雄一郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイバーリンクスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第56期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月21日

株式会社サイバーリンクス 監査役会

常勤監査役 佐藤 正 光 ㊞
 社外監査役 水城 実 ㊞
 社外監査役 潰瀧 順 一 ㊞

以上

株主総会会場ご案内図

会場：和歌山市友田町五丁目18番地
ホテルグランヴィア和歌山 6階 ルグランA
TEL 073-425-3333 (代表)



交通

- J R 「和歌山駅」中央改札口より徒歩1分
- 南海「和歌山市駅」より車で約15分
- 「関西国際空港」より車で約50分
リムジンバス (空港⇄和歌山駅)